



北 陸 地 方 整 備 局
羽 越 河 川 国 道 事 務 所
新 潟 県 警 察

取り扱い

配布後解禁

投げ込み先

新潟県政・新潟県記者クラブ
新潟日報社(村上支局)
村上新聞社
いわふね新聞社
NHK新潟(村上報道室)
その他専門紙

特殊車両・過積載の合同取締り結果

令和5年7月5日(水)に国道7号上大鳥チェーン着脱場において、羽越河川国道事務所と村上警察署による合同取締りを実施しました。

取締り結果は以下のとおりです。今後も引き続き現地取締りを実施していきます。

合同取締り結果		違反指導の内訳	
取締り実施台数	3台	道路法に基づく特殊車両通行許可違反	1台
うち違反指導車両	1台	道路交通法に基づく過積載違反	0台

取締り実施状況



重量計測



車両幅計測

お問い合わせ先

【特殊車両の通行許可に関すること】
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所
住所:新潟県村上市藤沢27-1
TEL:0254(62)3211(代表)

道路管理課長 石塚 清一(いしづか せいいち) ホームページ Twitter

【過積載に関すること】
新潟県警察 村上警察署 交通課長 奥村 佑介(おくむら ゆうすけ)
住所:新潟県村上市南町2-3-18
TEL:0254(52)0110(代表)

みなみまち



〈補足資料〉

◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。
(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

➤下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて 最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

～重量が基準の2倍以上の悪質違反者に対する即時告発の実施～

国等が実施した実験結果によると、道路橋の劣化に与える影響については、軸重20tの車1台が10t車の約4,000台相当となり、全走行車両のわずか0.3%の重量を違法に超過した大型車両が、道路橋の劣化の約9割以上を引き起こしています。
特に基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもって告発を行うなど、違反者に対する更なる取締り等を強化することとしています。

舗装のひび割れ

橋の裏面の様子
(床版のひび割れ)

道路橋の劣化に与える影響

